

# 国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。

## 保険料の免除制度を「活用ください」

### 1 経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

国民年金には保険料の免除制度があります。「収入が少ないため、国民年金保険料を全額納めることができない」とお困りの方は免除制度の活用をおすすめします。収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

申請には本人、配偶者(別居中を含む)、世帯主それぞれの前年所得などの審査があります。

令和3年7月分～令和4年6月分の保険料の免除申請は7月から受け付けます。

#### ◆申請の前に：

- 申請は、原則毎年必要です。
- 不慮の事故や病気が発生してから申請しても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されません。
- 申請前に納付された保険料は、お返しすることができません。なお、納付された保険料は将来受け取る年金額に反映されます。
- 口座振替を利用している方は金融機関、住民課町民生活グループまで

### 2 50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。

申請には本人、配偶者(別居中を含む)それぞれの前年所得などの審査があります。同居する世帯主の所得は関係ありません。

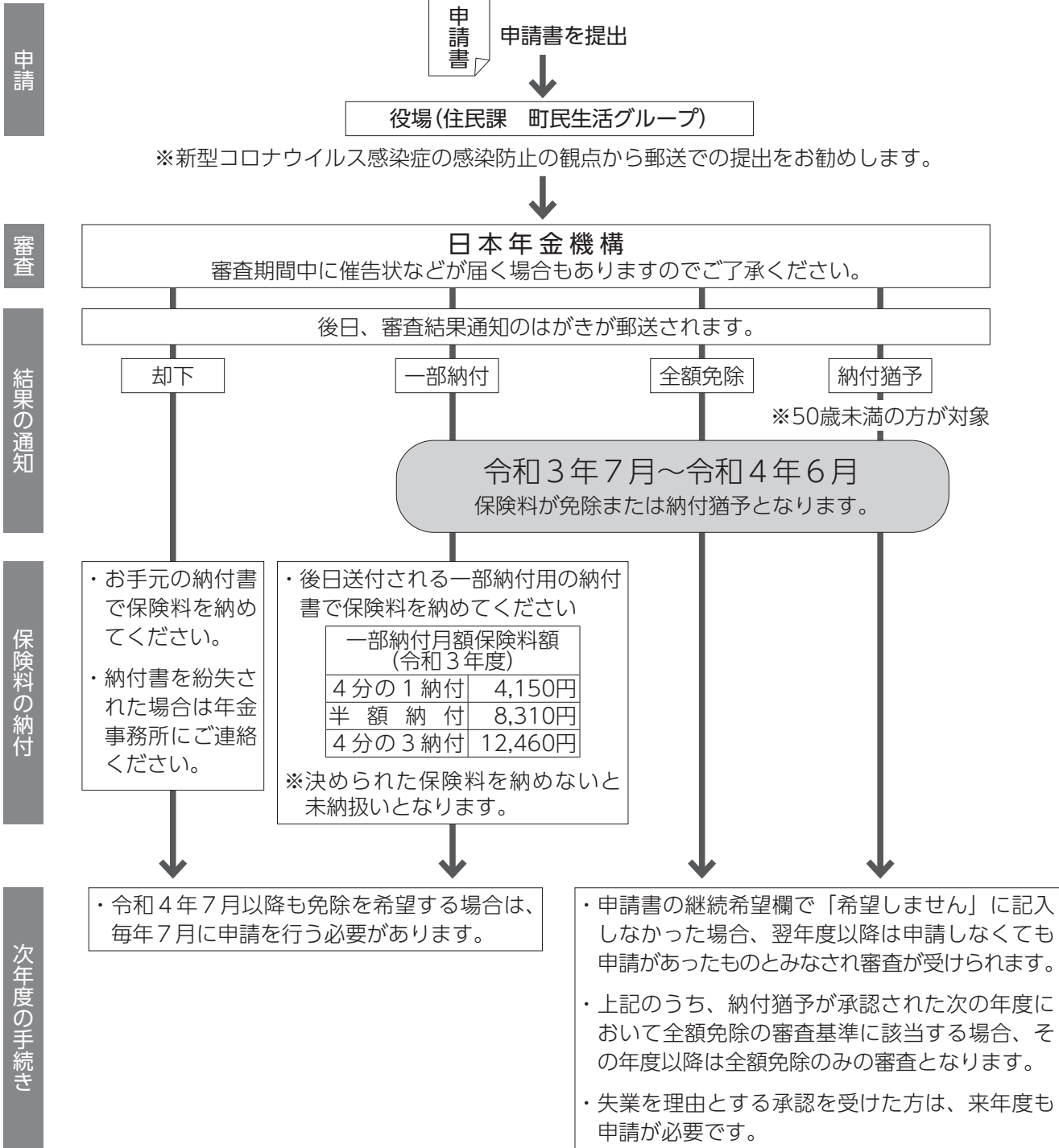
### 3 20歳以上の学生に「学生納付特例」制度

学生が申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。申請には本人の前年の所得基準などの審査があります。世帯主、配偶者の所得は関係ありません。

### 4 障害基礎年金や生活保護を受けられている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納めることができます。



令和3年度の国民年金保険料 月額16,610円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引がありお得です。

相談・問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
受付時間 月曜～金曜日 8時30分～19時 第2土曜日 9時～17時  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

